

(単位:百万円、()の数字は内数)

施策テーマ名	事業名	施策・事業の概要	18年度 政府案	20年度 要求額	19年度 予算額	備考
	子供を守る防犯ボランティア支援のための施策	住民参加型の自主防犯活動の拠点の整備を図るため、全国において「地域安全安心ステーション」モデル地区を選定し防犯パトロールに必要な物品等を整備する。 平成20年度においては、これまでの選定地区(431地区)に加え、専ら子供の安全確保のための活動を推進する地区を新たにモデル地区として選定		192	154	
	自主防犯活動の情報提供	自主防犯活動への参加を促すとともに、防犯ボランティア間の連携を図るため全国の防犯ボランティア団体の所在地、連絡先、活動内容等を紹介する支援サイトを警察庁HP内に開設す		0.6	0.6	

安全・安心なまちづくりの推進	安全・安心なまちづくり関係 功労者表彰・ボランティア フォーラム	自主防犯ボランティア活動に関し、特に顕著な功績又は功労のあったと認められる個人又は団体を内閣総理大臣が顕彰し、防犯活動への一層の取組みを促進する。 「安全・安心なまちづくりの日」前後に、先駆的な自主防犯ボランティア団体の活動を発表してもらうフォーラムを開催するなど、広く全国の防犯ボランティア団体に情報を提供し、防犯意識		4	4	
	長寿社会対策パイロット事業	高齢者居住人口などを踏まえて全国の90地区を「長寿社会対策パイロット地区」に指定し、当該地区において警察署長が地域住民の中から委嘱した推進委員等を中心として防犯座談会を開催するなどにより、高齢者の保護を積極	10	10	10	
	全国地域安全運動中央大会の開催	前年まで地域の安全に関して功労のあった個人、団体を顕彰し、地域安全活動の活性化	0.3	0.3	0.3	

少年非行防止 対策等の推進	少年補導員制 度	次の活動を 推進するボラ ンティア(少年 補導員及び中 学校担当少年 補導員)に対 する協力謝金 ・少年の保護 及び少年相談 活動 ・非行少年等 の早期発見、 補導及び必要 な継続補導活 動 ・少年を取り 巻く有害環境 の浄化活動 ・非行防止の ための地域社 会の浄化活動 ・非行防止の ための地域社 会に対する啓 蒙活動	128	128	128
	少年警察協助 員制度	次の活動を 推進するボラ ンティア(少年 警察協助員) に対する協力 謝金及び研修 会の開催 ・非行集団に 所属する少年 について、当 該集団から離 脱させ、非行 を防止するた めの指導、相 談活動 ・警察が行う 非行集団の解 体補導活動に 関する協力援	39	38	39
	少年を守る環 境浄化活動	出会い系サ イト等のイン ターネット上 の有害環境浄 化活動に関する 協力謝金等	3	3	3

	被害少年に対する継続的支援	警察が行う被害少年の継続的支援について臨床心理学者の専門的見地から助言を行うボランティア(被害少年カウンセリングアドバイザー)に対する協力謝金 警察の指導、助言の下に、被害少年及びその保護者へのきめ細やかな家庭訪問等を行うボランティア(被害少年サポーター)に対する協力謝金等	105	105	105	
	歓楽街等における環境浄化対策等の推進	ボランティアによる自主的な環境浄化対策の活性化を図るためのリーフレットの作成。	2	2	2	
	問題を抱える少年を支援するボランティア活動の活性化に関する調査研究	問題を抱える少年を支援するボランティアについて、実態調査や意識調査を行い、有識者からなる検討委員会において、更なる活性化方策等について検討し、新たなボランティアの獲得と育成のための施策に反	0	3	0	平成20年度新
暴力団犯罪	暴力追放運動中央大会の開催	暴力追放運動の推進に関して功労のあった個人、団体を表彰することにより、暴力追放意識の啓発・高揚及び暴力追放運動の活性化	129	1	1	

被害者対策の 推進	暴力モニター の委嘱及び活 動の支援	暴力団情報 の収集及び暴 力団排除活動 の協力者に対 する協力謝金		2	2	
	民間被害者支 援団体に対す る相談業務の 委託	民間被害者 支援団体に対 して、犯罪被 害者からの電 話や面接によ る相談業務及 び相談員の教 養養成等につ いて委託を行 うもの。	129	127	124	
	民間被害者支 援団体に対す る直接支援業 務の委託	民間被害者 支援団体に対 して、犯罪被 害者への直接 支援業務及び 支援員に対す る教養養成等 について委託 を行うもの。		45	20	
	民間被害者支 援団体等に対 する活動支援	民間被害者支 援団体等に対 して、被害者 支援に携わる 者の意見交換 会や情報の共 有化を図り、 より効果的な 被害者支援に 取り組むため の研修会・協 議会を開催す		11	8	
	民間被害者支 援団体に対す る広報啓発業 務の委託	民間被害者支 援団体に対す て、被害者支 援に関する各 種広報活動や 講演会などの 啓発事業企画 立案等の業務 について委託 を行うもの。		60	59	

現